

岩倉市一時保育事業所開設準備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一時保育事業を推進するため、一時保育事業者に対し、一時保育事業所の開設準備に要した経費について予算の範囲内において交付する岩倉市一時保育事業所開設準備事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一時保育事業 岩倉市一時保育事業実施要綱（平成7年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第2条に規定する一時保育をいう。
- (2) 一時保育事業者 実施要綱第10条第1項の規定に基づく市からの委託を受けて、一時保育を行う者（行う予定である者を含む。）をいう。
- (3) 一時保育事業所 一時保育を行う事業所をいう。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、一時保育事業者が一時保育事業所を開設するに当たり、その準備に必要な事業（以下「補助事業」という。）に要する費用とし、その内容及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 一時保育事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、岩倉市一時保育事業所開設準備事業費補助金交付申請書（様式第1）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、岩倉市一時保育事業所開設準備事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2）により当該一時保育事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため条件を付することができる。

(変更申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた一時保育事業者（以下「補助事業者」という。）が補助事業の内容を変更し、又はこれに

伴い補助金の額に変更が生じるときは、岩倉市一時保育事業所開設準備事業費補助金交付決定変更申請書（様式第3）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をしたときは、必要に応じて条件を付し、岩倉市一時保育事業所開設準備事業費補助金交付決定変更通知書（様式第4）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、岩倉市一時保育事業所開設準備事業費補助金実績報告書（様式第5）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び交付等）

第8条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、岩倉市一時保育事業所開設準備事業費補助金確定通知書（様式第6）により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに岩倉市一時保育事業所開設準備事業費補助金請求書（様式第7）により市長へ補助金の交付を請求するものとする。

- 3 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 実施要綱第10条第1項の規定に基づく市との委託の契約が解除されたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されている

とき、又は補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に当該額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて当該部分の補助金を返還させなければならない。

(財産の処分の制限)

第 1 1 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）第 1 4 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械、重要な器具その他の重要な財産であって、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 3 0 万円以上のもの

(雑則)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 2 月 2 6 日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	補助対象経費及び補助基準額	補助基本額	補助金の額
1 改修費等	<p>1 補助対象経費</p> <p>(1) 一時保育事業所とする建物の改修に係る費用であって、一時保育事業を開始する日（以下「事業開始日」という。）までに完了したもの</p> <p>(2) 備品の購入に係る費用（備品の配送費、設置費及び工事費を含み、リースによるものを除く。）であって、事業開始日までに納品されたもの</p> <p>2 補助基準額</p> <p>1 事業所につき 4,000,000円</p>	<p>補助対象経費の実支出額（補助対象経費の支出額から寄付金その他の収入額を控除した額）と補助基準額とを比較していずれか低い方の額</p>	<p>補助基本額。ただし、算出された額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>
2 礼金及び賃借料	<p>1 補助対象経費</p> <p>一時保育事業所とする建物を借り上げる際の礼金、仲介手数料及び事業開始日の属する月の前月分の賃借料</p> <p>2 補助基準額</p> <p>1 事業所につき 600,000円</p>	<p>補助対象経費の実支出額（補助対象経費の支出額から寄付金その他の収入額を控除した額）と補助基準額とを比較していずれか低い方の額</p>	<p>補助基本額。ただし、算出された額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>